

## 第6章 計画の達成指標

### 1 自殺対策全体の指標

国は、自殺総合対策大綱において、2026(平成38)年までに、自殺死亡率を2015(平成27)年と比べて、30%以上減少させるとの数値目標を掲げています。本市においては、計画期間の最終年である2023(平成35)年までに、自殺死亡率を2017(平成29)年の15.9と比べて15%以上の減少を目指します。

指標	現状値	目標値
自殺死亡率	15.9	13.5 以下

### 2 基本施策における指標

自殺死亡率の減少という結果を出すためには、基本施策における主な事業を一定の期間、着実に進める必要があります。一方、その結果を出すために、主な事業が適正であったのか、効果的に実施されていたのかどうかについて、検証と評価を行うことも重要です。そのため、本市では自殺死亡率の減少という結果だけではなく、基本施策ごとに指標を設け、本計画に基づいて実施する事業の検証と評価を行い、自殺対策を効果的に推進します。

基本施策	指標	現状 (2017年)	目標 (2023年)	
(1)住民への普及啓発	自殺予防対策事業における「保健師によるこころの健康相談」の認知度(内容まで知っている)	6.6%	25%以上	
(2)こころの健康づくり	ゲートキーパー研修の参加者数	市民	172人	増やす
		市職員等	—	
	睡眠による休養を十分とれていない者の割合 <sup>注)</sup>	青年期(19～39歳)	25.7%	15%以下
		壮年期(40～64歳)	32.3%	
	高齢期(65歳以上)	13.2%	10%以下	
	義務教育内に学校と連携して自殺予防に関する授業等を実施する(体制を整備する)	小学校高学年を対象に実施	継続して体制を整備し、実施する	
(3)相談支援体制の整備・連携	自殺未遂者等、ハイリスク者について、医療機関等の連携体制を整備する	—	体制を整備する	

注) (2)こころの健康づくり、「睡眠による休養を十分とれていない者の割合」については、  
いは健康21プラン(第4期)の指標と同じ。